

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

帯広市立柏小学校 令和6年4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」(以下、法という。)の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について(法には次のとおり定められています。)

いじめとは、児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)で、その行為の対象になった児童が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは?

一定の人間関係にある他の児童が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット上も含める)

行為を受けた児童が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか? 考えてみましょう!!

同じクラスの児童と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、いじめ問題対策委員会で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童の感じる被害性に着目して、いじめに該当するかどうか判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断はいじめ問題対策委員会により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

柏小学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい。

- (1) いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめる子どもに対しては、毅然とした対応とねばり強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

柏小学校
いじめ対策組織
の役割や活動

「いじめ問題対策委員会」

構成員 管理職・主幹教諭・教務主任・学年代表・生徒指導部長・児童会担当・
養護教諭・教育相談員・スクールカウンセラー

- 内 容**
- ・柏小学校いじめ防止基本方針の点検・評価・改善
 - ・いじめの調査と確認・解決策の検討と実施、学校全体での共通理解と取り組みの強化
 - ・いじめの調査結果を教育員会に報告し、今後の対策について検討
 - ・いじめの調査結果を保護者へ報告、児童の精神的ケア、報道機関への対応 等

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

～学校いじめ防止プログラム～

※主な活動を抜粋

- ・生徒指導交流会（年間3回）
- ・児童会での取組
- ・いじめに関するアンケート実施（各学期）
- ・アセス、子ども理解支援ツール等の活用
- ・個人面談、教育相談（全保護者及び児童を対象）

警察と連携した「いじめ問題」への対応について

学校で発生したいじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた児童の命や安全を守ることを最優先に対応するため、関係法令に基づき直ちに警察に相談・通報し連携して対応します。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

～いじめ防止対策推進法 第23条第6項：いじめに対する措置～より

教育委員会または学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める例

暴行、傷害、恐喝、窃盗、器物損壊等、強要、脅迫、名誉毀損、侮辱、自殺関与、強制わいせつ
児童ポルノ提供等、私事性的画像記録提供 等

< 不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください >

柏小学校代表電話 0155-23-1234

北海道子ども相談支援センター 0120-3882-56 (doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp)

北海道立特別支援教育センター 011-612-5030 (tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp)

※道教委HPで北海道のいじめに関する条例や調査結果などを確認できます。Web ページ→

